

子ども権利条例について

質問（星雅人議員）子ども権利条例制定に向けた考え方について伺います。

答弁（市長）子供はかけがえない価値と尊厳を持っており、その権利が保障され、豊かな生活を送ることができるよう努めなければならぬと考えています。そのためにも子供が一人の人間として、また社会を形成する一員として尊重し、子供たちに真に必要な権利を規定する条例として制定していきたいと考えています。



市街地でも空き家が増加しています

空き家の対応について

質問（中川雅之議員）人口減少の影響により、毎年市内に空き家が増加しているが、放火のおそれなどがあることから、市はどのように対応するか伺います。

答弁（総合政策部長）火災予防条例の規定により、空き家や空き地の所有者や管理者に火災予防上必要な措置を講じるよう義務づけられていることから、毎年大田原地区広域消防組合が空き家、あるいは空き地の調査を実施しています。

平成二十三年度には、大田原地区が七十件、黒羽地区が二十一件、湯津上地区が十四件ありまして、合計百五件の家屋が空き家として調査の対象となっております。なお、賃貸目的であって管理が行われている建物については対象に含まれていません。

空き家を放置し続けますと、隣の敷地に崩れる、雑草が生い茂り、ごみの不法投棄先となるなど周辺の生活環境が悪化するのと同時に、放火のおそれがある

など、治安上の問題も懸念されますが、空き家の所有者の所在が不明のために連絡がとれない、あるいは取り壊すべき状況にあるのか、修繕して再利用できる状況にあるのかの判定が困難であるということなど、対処が難しい面があります。今後も空き家が増加していくことが予想されますので、消防本部等の関係機関、自治会と連携しながら市内の老朽化した空き家について実態調査を行い、その調査結果に基づき必要な対処をしていきます。また、空き家等を適正に管理するための条例が必要かどうか検討いたしましたして、総合的な空き家対策を実施していきます。

これまでの検討経過については、年内検討委員会を組織しまして、本年五月までに計五回の委員会を開催しました。また本年八月には子ども議会を実施するとともに八月から九月にかけて一般からの意見公募手続、いわゆるパブリックコメントを実施して、子供たちから一般までのいろいろな意見を求めることを行いました。

今後のスケジュールについては、それらの意見を集約し、再度検討を重ねながら、最終的な

条例案を本年の十二月の定例会に上程し、議決をいただきまして、来年四月から施行していきたいと考えています。

なお、現時点での条例案には、児童の権利に関する条約に規定されている「遊び」や「余暇」という文言は明記していませんが、条例案には「子どもは様々な体験を通して豊かに学び育つことができる」また「子供同士が協調し、学ぶこと」、「豊かに育つことができる環境が与えられること」などの規定があり、遊びや余暇といった活動の趣旨に合致するものと考えています。



子ども議会では活発な意見が出されました